

仙台市内における 喫煙所の整備について

たばこを取り巻く環境対策
喫煙所整備促進調査
一取組が顕在化した主要都市を対象として一



株式会社プランワークス 政策研究所 (PPI)
Planworks Policy Research Institute

望まない受動喫煙防止を前提とした法整備

健康増進法による屋内空間での受動喫煙防止

2020年（令和2年）4月に改正健康増進法が全面施行され、飲食店やオフィスをはじめとする多数の者が利用する施設では、原則として屋内での喫煙が禁止されることとなった。

例外的に喫煙を認める場合でも、煙が他の利用者に漏れ出さない構造・換気設備を備えた喫煙専用室等の厳格な基準を満たした区画に限定され、従来のような「分煙席」や簡易な仕切りだけでは認められない仕組みに改められている。

しかし、この法制度は喫煙行為そのものを一律に禁じる「全面禁煙法」ではなく、**望まない受動喫煙から非喫煙者を守ることを最優先する**という考え方を採用している。

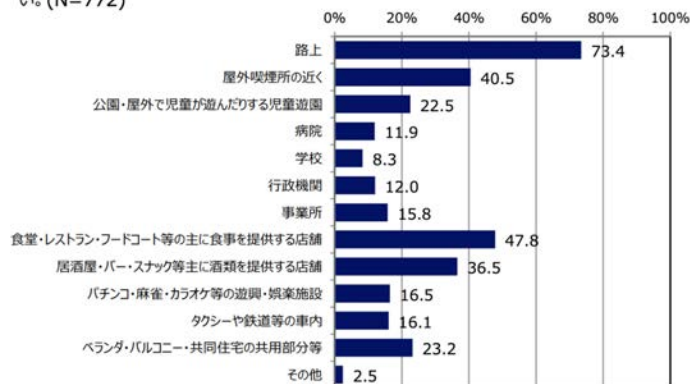
たばこの依存性や嗜好性、既存の喫煙人口の多さを踏まえ、水面下の違反行為や規制反発を招く可能性を念頭に、**喫煙者と非喫煙者が共存するための現実的かつ実効性のある施策を検討すべき**と考える。

屋内対策の進展と屋外への喫煙場所移行

改正健康増進法により屋内施設での喫煙規制が急速に進展した結果、従来は分煙や喫煙可としていた店舗・事務所でも屋内禁煙への転換が一気に進み、受動喫煙にさらされる機会は屋内環境において減少した一方で、この規制強化により喫煙行動の主な舞台が屋外空間へと相対的にシフトしている。

国立がん研究センターによる意識調査では、**受動喫煙で「不快な思いをした場所」として屋内施設よりも「路上」の比率が最も高く（約7割）**屋内対策の進展に伴う新たな課題が浮き彫りになっている。

【非喫煙者】あなたが受動喫煙で不快な思いをした場所をすべてお答えください。(N=772)



出典：世界禁煙デー世論調査 2023

2023年（令和5年）5月31日 国立研究開発法人 国立がん研究センター

路上喫煙の政策課題化



第一種施設では、周辺道路や駅前広場などで喫煙行為が集中するケースが報告されている。

従来は環境美化条例の対象とみなされていた路上喫煙が、現在では**受動喫煙対策の観点からも重要な政策課題として再定義**されつつある。

つまり、屋内規制による受動喫煙防止効果を実現するためには、**必然的に屋外空間における喫煙場所の配置計画と路上喫煙規制の在り方を統合的に検討する必要**が生じている。

屋外への喫煙場所移行と路上禁煙の広がり

大都市における路上喫煙禁止施策の展開

路上喫煙禁止をめぐっては、東京や大阪をはじめとする**大都市圏で、環境美化の向上と受動喫煙に対応する条例ベースの取組が急速に進展**している。

東京都では、千代田区が2002年（平成14年）に全国初の過料付き路上喫煙禁止条例を制定して以降、23区すべてが路上喫煙を規制する条例・要綱を整備した。駅周辺や繁華街に喫煙禁止区域を設定し、受動喫煙防止、やけどリスク軽減、吸い殻散乱防止を総合的に掲げている。

大阪市は2025年（令和7年）1月、路上喫煙禁止区域を市内全域へ拡大した。紙巻きたばこだけでなく加熱式たばこも規制対象とし、違反者には1,000円の過料を科す。

市内各所に喫煙所を整備・案内することで、喫煙を限定された空間に誘導しつつ、路上での受動喫煙を抑制する分煙型のまちづくりを進めているが、不足感は否めない。

全国政令指定都市への広がり

名古屋市、福岡市、札幌市などの政令指定都市も、**中心部の道路・公園に路上喫煙禁止区域を指定し、過料制度を導入**しており、こうした流れが、今後、更に拡大していく可能性を孕んでいる。



喫煙者への明確な代替行動案の提示が必要不可欠



路上喫煙を条例で禁止したとしても、現実には街区全体を完全禁煙とすることは難しく、一定数の喫煙者は必ず存在し続ける。

したがって、明確な代替行動案を示さないまま禁止区域だけを拡大すると、喫煙者は路地裏やエリア境界の外側といった、監視や清掃の手が届きにくい場所へと押し出されてしまう。

その結果、吸い殻のポイ捨てや火のついたたばこの不適切な処理が増え、**火災・ボヤの危険性、ならびに周辺住民が想定していなかった場所での受動喫煙被害がむしろ拡大するリスク**が高まる。

適切な数の喫煙所設置による分煙の推進を

こうした負の連鎖を避けるためには、禁止区域の設定と併せて周辺環境に配慮した喫煙所を整備し、喫煙者を適切な喫煙所へ誘導することが不可欠であり、そのことが結果として路上喫煙の抑制と都市空間全体の安全・快適性の向上につながる。

喫煙所整備によるリスク軽減効果の考察

防災・防犯の観点からの必要性

路上や植え込みへの吸い殻のポイ捨ては、受動喫煙だけでなく**火災リスク**という意味で看過できない問題をはらんでいる。

乾燥した季節には、まだ火の残った吸い殻が街路樹やゴミ箱、建物周辺の可燃物に燃え移り、ボヤや建物火災に発展した事例も各地で報告されている。

規制を強化した大阪市では、**2025年（令和7年）1月16日に商店街でポイ捨てによる火事が発生**している。

火気管理が徹底された喫煙所を集中的に整備することは、喫煙行為を安全な場所に集約し、**街全体の火災リスクを低減する「防災インフラ」**としての役割を果たす。

自治体としても、路上喫煙の取締りと同時に、消火器・耐火灰皿を備えた喫煙所を要所に設けることで、防災計画と一体となったたばこ対策を進めることができる。

さらに、割れ窓理論（小さな乱れの放置が悪化を招く）が示すように、たばこのポイ捨てを放置すると、「これくらいならいい」という空気が広がり、**治安悪化や重大な犯罪、モラル低下を招きかねない**。



観光・オーバーツーリズム対策の視点

インバウンド観光客の増加やオーバーツーリズムを踏まえると、吸い殻やゴミが目立つ景観は、受動喫煙防止や防災リスクだけでなく、都市のブランド価値そのものを損なうリスクとなる。

特に、屋外では喫煙可能・屋内では禁煙が一般的な海外からの来訪者にとって、日本の屋外で「どこで吸えるのか」「どこに捨てればよいのか」が分かりやすく示されているかどうかは、その都市への信頼感や再訪意向を左右する重要な要素である。

一定水準のトイレ・ゴミ箱・喫煙所を計画的に整備し、多言語**表示で案内することは、オーバーツーリズム対策であると同時に、「きれいで成熟した都市」というブランドを維持・強化するための基盤インフラ**であり、単に「マナーを守ってください」と呼びかけるだけでは得られない効果をもたらすと考えられる。

行政コストと住民負担の軽減

ポイ捨てを前提としたまま規制と清掃だけで対応しようとする、**パトロール・指導・清掃に多大な人的コストがかかり、自治体財政や事業者・住民の負担が増大**してしまう。

周辺環境の状況から、適切な場所に公共喫煙場所を整備し、そこに灰皿・ゴミ箱・掲示物を集約することで、清掃・監視の対象エリアを絞り込み、限られた資源で高い効果を上げることが可能になる。

喫煙所の整備は、受動喫煙対策にとどまらず、**防災・景観・コストの各面からも合理的な投資であるという位置づけが重要**であり、その総合効果を可視化しながら、関係者の合意形成を進めていくことが求められる。

地域住民の自助に頼るのではなく、行政が責任を負うべきと考える。

<参考外部調査> 非喫煙者も望む喫煙所設置

出典：2025年（令和7年）9月11日 ネットエイジア株式会社調べ

「喫煙スペースは必要だと思う」非喫煙者の67%

非喫煙者（500名）に、喫煙スペースに対する意識について質問した。

まず、喫煙スペースは必要だと思うか、不要だと思うか聞いたところ、『必要だと思う（計）』は66.8%、『不要だと思う（計）』は33.2%となった。

所感

非喫煙者の約7割が喫煙スペースが「必要」と回答した事実は、「喫煙所＝喫煙者のための設備」という理解を超え、路上喫煙やポイ捨て、望まない受動喫煙を減らすための社会的インフラとして受け止められていることを示している。

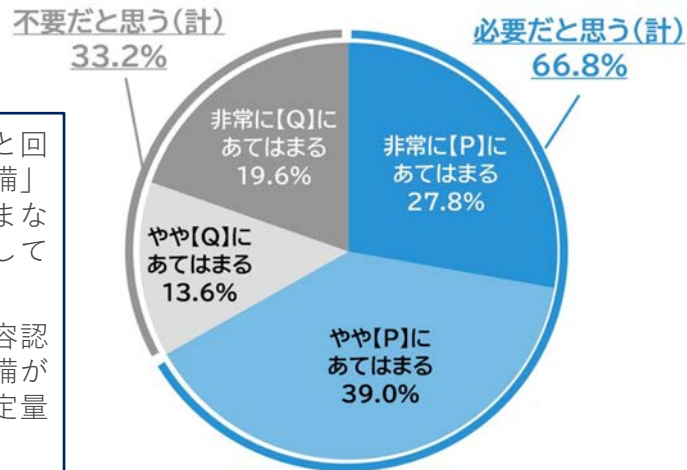
喫煙所設置調査を進めるうえでも、禁煙か容認かの二項対立ではなく、秩序ある喫煙環境整備が非喫煙者にとっても利益となるという点を、定量データで裏づける重要な示唆といえる。

◆喫煙スペースに対する意識【単一回答形式】

喫煙スペースは…

【P】必要だと思う 【Q】不要だと思う

対象：非喫煙者【n=500】



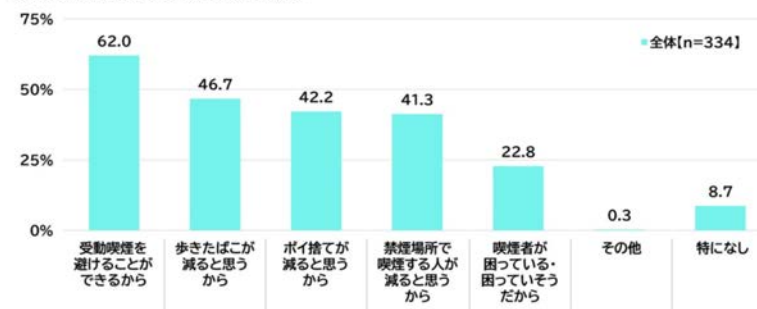
理由は「受動喫煙を避けることができるから」（62.0%）

喫煙スペースが必要だと思う人（334名）に理由を聞いたところ、「受動喫煙を避けることができるから」

（62.0%）が最も高くなり、「歩きたばこが減ると思うから」（46.7%）、「ポイ捨てが減ると思うから」（42.2%）、「禁煙場所で喫煙する人が減ると思うから」（41.3%）、「喫煙者が困っている・困っていそうだから」（22.8%）が続いた。

◆喫煙スペースが必要だと思う理由【複数回答形式】

対象：非喫煙者で、喫煙スペースが必要だと思う人



所感

非喫煙者の多くが喫煙スペースを「自分を守る装置」として評価している点が、極めて重要だと思われる。

受動喫煙回避に加え、歩きたばこやポイ捨て、禁煙場所での違反喫煙の減少といった、まちの安全・マナー向上効果への期待が幅広く示されていることから、喫煙所整備は喫煙者の利便だけでなく、非喫煙者や地域社会にとってもプラスの施策として受け止められていると整理できる。

調査タイトル：「喫煙・喫煙スペース」「たばこ税」に関する意識・実態調査2025

調査対象：ネットエイジアリサーチのモニター会員を母集団とする20歳～69歳の男女

調査期間：2025年（令和7年）8月1日～8月4日

調査方法：インターネット調査

調査地域：全国

有効回答数：1,000名（喫煙者500名・非喫煙者500名）

仙台市における喫煙ルールと環境整備の状況

健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の実施状況

仙台市における受動喫煙対策は、2020年（令和2年）4月に全面施行された**改正健康増進法を基盤**として実施されている。

同法により、**多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙とされ、学校・病院・行政機関等の第一種施設では敷地内禁煙が義務付けられている。**

第二種施設である飲食店等では、技術的基準を満たした喫煙専用室の設置が認められており、既存の小規模飲食提供施設については経過措置として喫煙可能室の設置が認められている。

仙台市では、これらの施設に対して**届出制度を運用**し、法令遵守の促進を図っている。

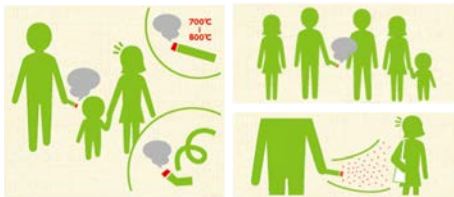


歩行喫煙等の防止に関する条例の運用状況



2016年（平成28年）4月1日に「**仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例**」が施行され、市内全域の道路や公園など屋外の公共の場所において歩行喫煙等をしないよう努力義務が課されている。

仙台駅周辺やアーケード街などの混雑地域は「**歩行喫煙防止重点区域**」に**指定**され、当該区域内では歩行喫煙が禁止されている。



重点区域では、特に歩きタバコでの被害を想定し、「**700度から800度に達するたばこの火による火傷事故防止が主な目的**」とWEBサイトにも明記されており、市民の自主的な協力により歩行喫煙の抑制が図られている。

受動喫煙防止対策ガイドラインによる啓発活動

仙台市は2014年（平成26年）3月に「**仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン**」を策定し、施設の自主的な取組を促す方針を採用している。

同ガイドラインでは、**施設の利用目的や利用者ニーズに応じた受動喫煙防止対策の目指す姿を示し、市民・事業者・行政の協働による健康で快適なまちづくりを推進**している。

市民・事業者（団体）・市の3者がそれぞれの役割を主体的・積極的に果たし、一体となって受動喫煙防止対策に取り組むことによって「**望まない受動喫煙がない社会**」を実現することを目指している。



仙台市における歩行喫煙禁止地区の現状と課題

仙台市の歩行喫煙禁止重点区域

2016年（平成28年）4月1日施行の「**仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例**」は、たばこの火による危険から市民の身体・財産を守ることを目的に制定された。

また、人混みでのやけど被害が特に発生しやすいエリアである「**歩行喫煙防止重点区域**」は、仙台駅周辺を中心に、駅西側の**仙台駅ペDESTリアンデッキをはじめ、定禅寺通・青葉通・広瀬通など通りごとに設定**されている他、東方向へ**楽天モバイルパーク方面までの宮城野通も設定**されている。



公設喫煙所及び民間助成制度は未整備



仙台市には、**市が公費で整備・管理する公設の公設喫煙所はない**。

仙台駅周辺に点在する**喫煙所の大半は、商業施設が自施設内に設置したもの**であり、それらはあくまで各施設を利用する顧客を対象としている。

市民や観光客が場所を問わず**広く自由に使用できる喫煙所は、中心市街地の人通りと比較しても不足している状況にある**。

また現時点で仙台市は、**民間による喫煙所の整備や設置を後押しする助成制度も設けていない**。

条例施行後も続くポイ捨ての実態と課題

仙台市には「**ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例**」が1999年（平成11年）から施行されており、屋外でのごみのポイ捨てを禁じている。

ただし同条例には罰則規定がなく、**違反者への対応は指導・勧告にとどまるため、抑止効果は限定的**である。

市民団体による調査等でも、様々な場所に吸い殻が落ちている実態が確認されており、**ポイ捨ては特定の場所に限らず広範囲にわたって発生**している。

また、ポイ捨ての中でも、タバコは、**景観の悪化だけでなく、火災リスクにもつながる**ため、注意が必要な課題である。



仙台市でのヒアリング結果

禁止区域周辺の裏路地におけるポイ捨ての実態

仙台駅周辺には、駅前デッキ上や大通りに歩行喫煙防止重点区域が設定されているが、**特に大通りの重点区域から少し入った路上では、吸い殻のポイ捨てが散見される状況**にある。

また、**建物の隙間に吸い殻が堆積しているケース**もあり、火災発生のリスクも懸念される。

公設の喫煙所の設定はなく、現地での聞き取りにおいても、「**喫煙所が不足している**」という声が地域住民から聞かれた。



国分町エリアにおける昼夜のポイ捨ての状況



歩行喫煙防止重点区域に隣接する国分町周辺は、**東北最大級の歓楽街として多くの来街者が訪れるエリア**であり、昼間から吸い殻のポイ捨てが散見される。

夜間になると飲食客の往来が増加するにつれてポイ捨ての量はさらに増え、**相当数の吸い殻が捨てられている状況が確認された**。

特に**キャッチ（客引き）によるポイ捨てが問題化**している。

設置されている灰皿も店舗のものであり、周辺清掃も民間が担っている状況。

店内での喫煙が可能な飲食店であっても、実際には**屋外で喫煙してからポイ捨てをして入店するという行動パターンも存在し**、屋外喫煙所の新設を望む声が多数あった。

宮城野通におけるイベント時のポイ捨てリスク

楽天モバイルパーク方面までの宮城野通は、プロ野球の試合開催時や各種イベント時に数万人規模の来場者が集中するエリアだが、**球場へと続く周辺の通りには公設喫煙所が設置されておらず、喫煙者が立ち寄れる環境は著しく不足している**。

試合やイベント開催時には大勢の来場者が一斉に移動するため、喫煙所を見つけられない喫煙者が**通りや路地での立ち喫煙・ポイ捨てに至るケースが懸念される**。



禁煙対策の強化と喫煙所設置の必要性

仙台市における公設喫煙所の計画的整備の必要性



仙台市では歩行喫煙防止重点区域が設定されているものの、**市が管理する公設喫煙所の整備が不足している状況**にある。

喫煙者が利用できる適切な喫煙場所が提供されない限り、路上喫煙やポイ捨ての問題は根本的に解決しない。

仙台駅周辺やアーケード街など人流の集中するエリアに、**市が主体となって屋内外の公設喫煙所を計画的に配置することが不可欠**である。

喫煙所の整備により、望まない受動喫煙の防止と街の美化を両立させることが可能となる。

民間事業者への喫煙所設置助成制度の創設

仙台市は、**民間向けの助成制度や公設喫煙所への参画補助を制度として整えることが必要**である。

駅前や飲食店街では、店舗が自主的に設置した灰皿に依存している状況であり、**当該店舗の利用客以外は使用できないケースが多い**と考えられ、また清掃負担も民間に委ねられており、公共性のある喫煙環境が整備されていない。

特に夜間利用の多い飲食店街では、店舗スタッフや来客による路上喫煙が日常的に発生しており、**公設喫煙所の整備が急務**である。



観光都市・仙台における喫煙環境整備の必要性



仙台市は、**東北最大の都市として、年間を通じて国内外から多くの観光客が訪れる観光都市**である。

喫煙所の整備が行き届いた都市は、喫煙者・非喫煙者の双方にとって快適な環境が確保されており、**都市としての成熟度と歓迎の姿勢を示す指標**にもなる。

仙台七夕まつりや定禅寺ストリートジャズフェスティバルなど**大規模イベント開催時には人流が急増し、既存の民間喫煙所だけでは需要を賄いきれず、路上喫煙や吸い殻のポイ捨てが集中して発生しやすくなる**ことが予想される。

仙台駅西口では、電力ビル跡地、さくら野百貨店跡地、旧小田急ビル跡地等の再開発やビル建て替え等**大規模開発が予定されており、将来的な人流変化に対応すべく、民地も含めた喫煙所整備実施のため、民間助成制度の創設等の施策が望まれる**。

観光都市としての景観と清潔感を維持するためにも、**公設喫煙所の整備と民間喫煙所への助成制度の創設は、観光振興策の一環として組み込まれるべき課題**である。

歩行喫煙防止重点区域を対象に実施

調査対象エリアの設定方針

- 本調査では、仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例に基づき、仙台駅周辺に指定されている**歩行喫煙防止重点区域（歩行喫煙禁止区域）**を主たる対象として、現地実態の把握とマップ化を行った。
- 予備的な位置付けとして、乗降客数が多く人流が集中する**長町駅および泉中央駅周辺**についても、別途同様の手法による調査を実施した。

具体的な調査範囲

歩行喫煙防止重点区域【重点区域】＝歩行喫煙禁止区域



長町駅周辺エリア（予備的調査）



泉中央駅周辺エリア（予備的調査）



当該エリアを500mメッシュに分割して算定

喫煙所設置数算定の基準

KDDI Location Data (KLD)を用いて、仙台市を500mメッシュ単位で区分し、それぞれのメッシュごとに、**仙台市の滞在人口が最大化すると考えられる2025年（令和7年）5月の1ヶ月間について「滞在人口の最大値」を算出・リスト化し、設置数を算定**した。

滞在人口が恒常的に少ないエリアまで一律に喫煙所を想定すると、過剰整備や維持管理コストの増大につながるおそれがあるため、ピーク時人口が1万人未満のメッシュは今回の検討対象から除外し、一定以上の人流が集中するメッシュのみを配置検討のベースとしている。

その上で、**対象メッシュごとの滞在人口規模に応じて必要喫煙所数を段階的に設定**する考え方を採用した。（設置数基準は、大阪市調査と同様／下表参照）

※本調査では、京都駅周辺の喫煙所配置・利用圏を参考にして必要な喫煙所数を算出しているが、設置場所や条件等によって増減する可能性がある。

基準となる面積の根拠

今回の算定で、喫煙所設置数の根拠となった京都駅周辺の設置エリア（500m四方）を面積の単位とする。喫煙所に徒歩で移動できる距離（半径300m）に近い面積でもある。

（参考）JR京都駅：127,178人/日（2020年（令和2年）度乗車人数）、近鉄京都駅：31,753人/日（2021年（令和3年）度乗降客数を半分で割った数字）、地下鉄京都駅：36,647人/日（2020年（令和2年）度乗車人数）、JR京都駅周辺喫煙所数8カ所
 $(\text{JR京都駅} + \text{近鉄京都駅} + \text{地下鉄京都駅}) \div 8 = 24447 \approx 2.5 \text{万人}$



駅の影響範囲⇒500mメッシュ

⇒必要設置数を2.5万人に1カ所（増加分は下表）

喫煙所設置数・算定基準表（大阪市調査使用分）

以上	未満	必要数
1万人以上	2.5万人未満	1
2.5万人以上	5万人未満	2
5万人以上	7.5万人未満	3
7.5万人以上	10万人未満	4
10万人以上	12.5万人未満	5
12.5万人以上	15万人未満	6
15万人以上	17.5万人未満	7
17.5万人以上	20万人未満	8
20万人以上	22.5万人未満	9
22.5万人以上	25万人未満	10
25万人以上	27.5万人未満	11
27.5万人以上	30万人未満	12
30万人以上	32.5万人未満	13
32.5万人以上	35万人未満	14
35万人以上	37.5万人未満	15
37.5万人以上	40万人未満	16
40万人以上	42.5万人未満	17
42.5万人以上	45万人未満	18
	1万人未満	0

仙台市調査範囲内必要喫煙所数（歩行喫煙防止重点区域）

喫煙所必要設置数は
43カ所との試算

■ 喫煙所設置必要地域地図色分け凡例（500mメッシュ）

11カ所以上	3～5カ所
6～10カ所	1～2カ所

歩行喫煙防止重点区域隣接地を含む赤枠内を積算



国分町エリアのみで
9カ所との試算

国分町周辺、500m四方に
該当するメッシュを積算



※本試算は、京都駅周辺の喫煙所配置をベンチマークとして算出したものであり、実際の必要数は立地条件や利用実態等により変動する可能性がある。

仙台市予備調査・必要喫煙所数（長町駅）

長町駅周辺喫煙所必要設置数は
4カ所との試算

長町駅を中心に500m四方に該当する
メッシュを積算

■ 喫煙所設置必要地域地図色分け凡例（500mメッシュ）

11カ所以上	3～5カ所
6～10カ所	1～2カ所



※本試算は、京都駅周辺の喫煙所配置をベンチマークとして算出したものであり、実際の必要数は立地条件や利用実態等により変動する可能性がある。

仙台市予備調査・必要喫煙所数（泉中央駅）

泉中央駅周辺喫煙所必要数は 5カ所との試算

泉中央駅を中心に500m四方に該当する
メッシュを積算

■ 喫煙所設置必要地域地図色分け凡例（500mメッシュ）

11カ所以上	3～5カ所
6～10カ所	1～2カ所



※本試算は、京都駅周辺の喫煙所配置をベンチマークとして算出したものであり、実際の必要数は立地条件や利用実態等により変動する可能性がある。

仙台市における喫煙所整備促進について

歩行喫煙防止条例はあるが公設喫煙所は整備されていない

仙台市では2016年（平成28年）に歩行喫煙等の防止に関する条例が施行され、**仙台駅周辺やアーケード街が重点区域に指定されているが、市が管理・運営する公設の公設喫煙所はなく、民間助成制度も設置されていない。**

駅周辺に点在する喫煙所の大半は商業施設が自施設内に設置したものであり、一般市民や観光客が自由に利用できる環境は整っていない。

路上喫煙・ポイ捨ての実態が各エリアで確認されている

歩行喫煙防止重点区域に隣接する国分町周辺では昼間から吸い殻のポイ捨てが散見され、夜間は飲食客の増加に伴いさらに量が増加する。

また、**禁止区域に隣接する裏路地では吸い殻の堆積が確認**されており、火災リスクも懸念される。

プロ野球・イベント開催時に数万人規模の人流が発生する**宮城野通では、公設喫煙所がなく路上喫煙・ポイ捨てが発生しやすい状況**にある。

公設喫煙所の計画的整備が不可欠である

喫煙者が利用できる適切な場所が提供されない限り、路上喫煙やポイ捨ての問題は根本的に解決しない。

仙台駅周辺・アーケード街・国分町など人流が集中するエリアに、**市が主体となって屋内外の公設喫煙所を計画的に配置することが不可欠**であり、喫煙所の整備により、望まない受動喫煙の防止と街の美化を同時に実現することが可能となる。

民間事業者への助成制度の創設が求められる

駅前や飲食店街では店舗が**自主的に設置した灰皿に依存**しており、清掃負担も民間に委ねられている状況が続いている。

公共性のある喫煙環境を整備するためには、民間向けの助成制度や公設喫煙所への参画補助を制度として設けることが必要である。

特に夜間利用の多い飲食店街では**公設喫煙所の整備が急務**であり、官民連携による体制構築が求められる。

仙台駅西口では、**大規模開発が予定**されており、将来的な人流変化に対応した喫煙所整備のため、**民間助成制度の創設等の施策が望まれる。**

観光都市・仙台の喫煙環境整備はブランド価値にも直結

仙台七夕まつりや定禅寺ストリートジャズフェスティバルなど**大規模イベント時には人流が急増し、既存の民間喫煙所だけでは需要を賄いきれない状況**となる。

喫煙所の整備が行き届いた都市は喫煙者・非喫煙者の双方にとって快適であり、都市の成熟度と歓迎の姿勢を示す指標ともなる。

公設喫煙所の整備と民間助成制度の創設は、観光振興策の一環として明確に位置付けるべき課題である。

調査主体

株式会社プランワークス

株式会社プランワークスは、2013年（平成25年）に設立された調査企画会社です。

公共政策や行政分野を中心に、企業・団体のマーケティングや広報に関する各種リサーチと企画立案を行い、データに基づく実践的なプランニングを提供しています。



プランワークス政策研究所とは

「プランワークス政策研究所」（旧トレンドラボ）は、次世代のプランニングを創造する政策研究シンクタンクとして、行政課題や社会課題に関する独自調査・分析を行う専門ユニットです。

そこで得られた知見を、政策提言やレポート制作だけでなく、具体的な企画・施策の設計にも反映し、行政・企業双方のパートナーとして機能することを目指しています。



<連絡先>

※調査に使用した元データご希望の際は、
下記よりお問い合わせください

プランワークス 政策研究所
E-mail ppi@planworks.jp

※各メッシュごとの設置数などの元データご希望の際は、メールまたは
HPフォームよりお問い合わせください <https://planworks.jp/>